

カーボンフットプリント製品種別基準（CFP-PCR）

（認定 CFP-PCR 番号：PA-AI-05）

対象製品：ハム・ソーセージ類

2013年1月15日 認定

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

※認定CFP-PCRの有効期限は認定日より5年間とする。

※このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。

“ハム・ソーセージ類”

Carbon Footprint of Products- Product Category Rule of “ham・sausage”

本文書は、社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFP プログラム)において、「加工食品」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて「ハム・ソーセージ類」を対象とする CFP 算定および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。 なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	次に記載する「日本農林規格」または「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」で規定される製品を対象とする。この CFP-PCR の策定にあたって参照した「日本農林規格」および「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」を附属書 A に記載する。 ①日本農林規格 ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、熟成ベーコン類、熟成ハム類、熟成ソーセージ類 ②ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約 ハム類、プレスハム類、ソーセージ類、ベーコン類、その他の食肉製品 以上の 13 製品群をまとめて、以後「ハム・ソーセージ類」と記載する。
2-2	機能	次のうちいずれかの機能を与えるものを対象とする。 1. 「食品」として家庭に提供され消費されるもの 2. 「原材料」として事業者等に提供され加工されるもの
2-3	算定単位 (機能単位)	次の機能単位で算定する。 1. 「食品」として家庭に提供され消費されるもの 販売単位 2. 「原材料」として事業者等に提供され加工されるもの 製品(中身)重量 1kg
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・本体(中身および容器包装)、付属品 容器包装は、提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。 付属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。 ・各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材
3	引用規格および引用 CFP-PCR	次の CFP-PCR を引用する。 ・PA-BB 紙製容器包装(中間財) ・PA-BC プラスチック製容器包装 ・PA-BD 金属製容器包装(中間財) ・PA-BE ガラス製容器(中間財) 以上の容器包装関連 CFP-PCR 4 件をまとめて、以後「容器包装 CFP-PCR」と記述する。 本文書では(6-7)および(11-4)にて引用している。

		<p>次の規格および規約を引用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本農林規格(ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、熟成ベーコン類、熟成ハム類、熟成ソーセージ類) ・ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約 <p>本文書では(2-1)および附属書Aにて引用している。</p>
4	用語および定義	<p>①ケーシング 次に掲げるものを使用した皮または包装をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛腸、豚腸、羊腸、胃または食道 ・コラーゲンフィルム又はセルローズフィルム ・気密性、耐熱性、耐水性、耐油性等の質を有する合成フィルム <p>②種もの 豆類、野菜類、ナッツ類、果実、穀類、海藻、食肉製品、卵製品、乳製品、魚介類およびフォアグラ。</p> <p>③付属品 製品に、常時、添付または同梱される物品（マスタードなど）をいう。</p> <p>④塩漬 「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」で定められた塩漬をいう。</p> <p>⑤家畜 豚、牛、馬、めん羊または山羊をいう。</p>
5	製品システム(データの収集範囲)	
5-1	製品システム(データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「食品」として家庭に提供され消費されるもの <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階 2. 「原材料」として事業者等に提供され加工されるもの <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、エプロン、手袋等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 <p>【カットオフ基準の特例】</p> <p>次のプロセスは、ライフサイクル全体への寄与が低いため、カットオフ対象としてよ</p>

		い。 <ul style="list-style-type: none"> ・製品輸送時の輸送経由地(流通倉庫、配送センター等)の倉庫管理プロセス ・製品輸送に係る輸送資材の製造、輸送および廃棄プロセス ・製品喫食後に発生した食品残渣の輸送および廃棄プロセス
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書 B(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する CFP 算定方法	
6-1	一次データの収集範囲	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。
6-4	二次データの品質	特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 特に規定しない。但し、物理量(質量)以外を基準とした配分を行う場合(金額比など)は、その根拠を示す必要がある。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 特に規定しない。</p>
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量(または燃料使用量)に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書 C(規定)のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 <ul style="list-style-type: none"> ・処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。なお、容器包装CFP-PCRの対象となるものについては、容器包装CFP-PCRの廃棄物等の処理のシナリオを適用してもよい。 ・家畜の排せつ物を肥料(液肥など)として土壌中に還元する場合は、「廃棄物」に含めない。 </p>
6-8	その他	特に規定しない。
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ①「家畜、家禽若しくは家兎」の生育に係るプロセス ②「原材料」の製造および輸送に係るプロセス ③「容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス
7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。

		<p>①「原材料」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="568 192 1442 701"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 192 1043 271">活動量の項目名</th> <th data-bbox="1043 192 1214 271">活動量の区分</th> <th data-bbox="1214 192 1442 271">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 271 1043 506">「肉類、肉類の調製品、魚肉もしくは鯨肉、食品添加物、調味料、香辛料、結着材料、ケーシング、種もの、その他原材料」 製品生産サイトへの投入量</td> <td data-bbox="1043 271 1214 506">一次 ※、熟成ベーコン類、熟成ハム類、熟成ソーセージ類</td> <td data-bbox="1214 271 1442 506">「原材料」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 506 1043 701">「肉類、肉類の調製品、魚肉もしくは鯨肉、食品添加物、調味料、香辛料、結着材料、ケーシング、種もの、その他原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</td> <td data-bbox="1043 506 1214 701">※2</td> <td data-bbox="1214 506 1442 701">「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="568 779 1442 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 779 1043 857">活動量の項目名</th> <th data-bbox="1043 779 1214 857">活動量の区分</th> <th data-bbox="1214 779 1442 857">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 857 1043 976">「容器包装」 「付属品」 製品生産サイトへの投入量</td> <td data-bbox="1043 857 1214 976">一次</td> <td data-bbox="1214 857 1442 976">「容器包装」 「付属品」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 976 1043 1093">「容器包装」「付属品」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</td> <td data-bbox="1043 976 1214 1093">※2</td> <td data-bbox="1214 976 1442 1093">「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 肉類を原料として使用し、「家畜、家禽もしくは家兎」の生育プロセスを自主的に評価する場合には、次に示す考え方にに基づき算定すること。</p> <ul data-bbox="616 1211 1453 1554" style="list-style-type: none"> ・対象となる生体に直接給餌する飼料に加えて、繁殖用の生体に給餌する飼料も算定対象に含める。 ・家畜が行う消化管内発酵により発生するメタンガス、また、排せつ物処理により発生するメタンガスおよび一酸化二窒素について算定対象に含める。なお、繁殖用生体についても飼料と同様に算定対象に含める。 ・生育プロセスにおいて発生する廃棄物の処理プロセスを含める。 ・消化管内発酵および排せつ物処理により発生するバイオマス由来の二酸化炭素発生量については、カーボンニュートラルとみなし、算定対象外とする。 ・飼料を生産する際の農地土壌における炭素貯留プロセスは算定対象外とする。 <p>※2 次の項目を一次データとして収集する。</p> <p>[燃料法の場合]</p> <ul data-bbox="596 1675 943 1709" style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「燃料使用量」 <p>[燃費法の場合]</p> <ul data-bbox="596 1756 919 1823" style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「燃費」 ・輸送手段ごとの「輸送距離」 <p>[トンキロ法の場合]</p> <ul data-bbox="596 1870 919 1904" style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「輸送重量」 	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「肉類、肉類の調製品、魚肉もしくは鯨肉、食品添加物、調味料、香辛料、結着材料、ケーシング、種もの、その他原材料」 製品生産サイトへの投入量	一次 ※、熟成ベーコン類、熟成ハム類、熟成ソーセージ類	「原材料」 製造原単位	「肉類、肉類の調製品、魚肉もしくは鯨肉、食品添加物、調味料、香辛料、結着材料、ケーシング、種もの、その他原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※2	「各輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「容器包装」 「付属品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「容器包装」 「付属品」 製造原単位	「容器包装」「付属品」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※2	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「肉類、肉類の調製品、魚肉もしくは鯨肉、食品添加物、調味料、香辛料、結着材料、ケーシング、種もの、その他原材料」 製品生産サイトへの投入量	一次 ※、熟成ベーコン類、熟成ハム類、熟成ソーセージ類	「原材料」 製造原単位																		
「肉類、肉類の調製品、魚肉もしくは鯨肉、食品添加物、調味料、香辛料、結着材料、ケーシング、種もの、その他原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※2	「各輸送手段」 輸送原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「容器包装」 「付属品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「容器包装」 「付属品」 製造原単位																		
「容器包装」「付属品」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※2	「各輸送手段」 輸送原単位																		
7-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。																		

7-4	シナリオ	<p>【生体由来の GHG 排出量に関するデータ収集】</p> <p>次に示す生体由来の GHG 排出量について、一次データの把握が困難な場合には、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」に記載されている考え方および方法に基づき算定してもよい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生体の消化管内発酵によるメタンガス発生量 ・排せつ物の処理によるメタンガスおよび一酸化二窒素発生量 ・窒素肥料を起源とする一酸化二窒素発生量 																														
7-5	その他	特に規定しない。																														
8	生産段階に適用する項目																															
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 本体の中身の生産(貯蔵、荷受、調合、処理、塩漬、配合、充填、加熱・冷却、スライス、包装等)、検査、保管、梱包プロセス</p> <p>②サイト間輸送プロセス</p>																														
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①本体の中身の生産(貯蔵、荷受、調合、処理、塩漬、配合、充填、加熱・冷却、スライス、包装等)、検査、保管、梱包プロセス</p> <table border="1" data-bbox="571 741 1442 1339"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材(生産用資材、梱包材、薬品等)」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各副資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材(生産用資材、梱包材、薬品等)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 ※2 別表に記載</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②サイト間輸送プロセス</p> <table border="1" data-bbox="571 1417 1442 1850"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「副資材(輸送用資材)」 サイト間輸送プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各副資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材(輸送用資材)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「輸送物」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量については、7-2 に順ずる。</p> <p>※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	「副資材(生産用資材、梱包材、薬品等)」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位	「副資材(生産用資材、梱包材、薬品等)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物等」 「廃水」 ※2 別表に記載			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「副資材(輸送用資材)」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位	「副資材(輸送用資材)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「輸送物」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物等」 ※2		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																														
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位																														
「副資材(生産用資材、梱包材、薬品等)」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位																														
「副資材(生産用資材、梱包材、薬品等)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																														
「廃棄物等」 「廃水」 ※2 別表に記載																																
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																														
「副資材(輸送用資材)」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位																														
「副資材(輸送用資材)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																														
「輸送物」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位																														
「廃棄物等」 ※2																																

		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
		「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位												
		「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位												
		「廃棄物等」のうち化石資源由来成分 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位												
		「廃棄物等」のうち有機物成分 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位												
		【配分のために収集する一次データ収集項目】 ・「ハム・ソーセージ類」の生産量														
8-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。														
8-4	シナリオ	特に規定しない。														
8-5	その他	特に規定しない。														
9	流通段階に適用する項目															
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	1. 「食品」として家庭に提供され消費されるもの 製品生産サイトから店舗(宅配の場合は家庭)までを対象とする。なお、卸店舗から小売店舗までの間の倉庫保管は考慮しない。 2. 「原材料」として事業者等に提供され加工されるもの 算定事業者の関与する範囲を対象とする。 ①「出荷品」の輸送、保管プロセス 輸送プロセスにおいて、冷凍、冷蔵、チルド輸送を行う際には、冷蔵負荷を対象とする。 ②販売プロセス 販売プロセスは対象外とする。														
9-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 ① 「出荷品」の輸送、保管プロセス <table border="1" data-bbox="566 1641 1444 2029"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 輸送量(または燃料使用量)</td> <td>一次</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量</td> <td>二次 または シナリオ</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材(輸送用資材)」</td> <td>二次</td> <td>「副資材(輸送用資材)」</td> </tr> </tbody> </table>			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 輸送量(または燃料使用量)	一次	「輸送手段」 輸送原単位	「水」 「燃料」 「電力」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	「副資材(輸送用資材)」	二次	「副資材(輸送用資材)」
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名														
「出荷品」 輸送量(または燃料使用量)	一次	「輸送手段」 輸送原単位														
「水」 「燃料」 「電力」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位														
「副資材(輸送用資材)」	二次	「副資材(輸送用資材)」														

		<table border="1"> <tr> <td>出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量</td> <td>またはシナリオ</td> <td>製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材(輸送用資材)」 出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">「廃棄物等」 「廃水」 ※2</td> </tr> </table> <p>※1 輸送量については、7-2 に順ずる。 ※2 廃棄物等および廃水については、8-2 に順ずる。</p>	出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量	またはシナリオ	製造原単位	「副資材(輸送用資材)」 出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物等」 「廃水」 ※2								
出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量	またはシナリオ	製造原単位															
「副資材(輸送用資材)」 出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位															
「廃棄物等」 「廃水」 ※2																	
9-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。															
9-4	シナリオ	【廃棄物等の処理方法に関する規定】 特に規定しない。															
9-5	その他	特に規定しない。															
10	使用・維持管理段階に適用する項目																
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>①家庭における保管プロセス 家庭に提供される製品において、冷蔵、冷凍、チルドの保管が必要な場合のみ対象とする。</p> <p>②家庭における調理プロセス 家庭に提供される製品において、加熱調理が必要な場合(製品パッケージ等において加熱調理が必須と記載されているもの)のみ対象とする。</p>															
10-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①家庭における保管プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「電力」 家庭保管プロセスへの投入量</td> <td>シナリオ</td> <td>「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②家庭における調理プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 家庭調理プロセスへの投入量</td> <td>シナリオ</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃水」 排出量</td> <td>シナリオ</td> <td>「下水道」 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【シナリオを適用するための一次データ収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「製品」保管重量 ・「製品」調理重量 	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「電力」 家庭保管プロセスへの投入量	シナリオ	「電力」 製造と供給および使用原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 家庭調理プロセスへの投入量	シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	「廃水」 排出量	シナリオ	「下水道」 処理原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「電力」 家庭保管プロセスへの投入量	シナリオ	「電力」 製造と供給および使用原単位															
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「水」 「燃料」 「電力」 家庭調理プロセスへの投入量	シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位															
「廃水」 排出量	シナリオ	「下水道」 処理原単位															

10-3	一次データの収集方法および収集条件	「製品」の保管重量および調理重量は、算定単位の重量とする。												
10-4	シナリオ	<p>①家庭における保管プロセス 「電力」の投入量は、以下の式で求める。</p> $\text{電力投入量} = (\text{算定単位重量}[\text{kg}] / \text{販売単位重量}[\text{kg}]) \times 0.93 \text{ kWh} \times \text{製品容積}(\text{L}) \times \text{賞味期間}(\text{年})$ <p>シナリオの考え方を附属書 D(参考)に示す。</p> <p>製品容積は、製品の縦、横、高さ(いずれも最大値)を乗算して求める。</p> <p>「製品」の冷蔵、冷凍、チルドの保管が必要な期間は、賞味期間のすべてとするが、実際の保管期間が賞味期間と大きく異なる場合は、別途設定してもよい。</p> <p>②家庭における調理プロセス「水」、「燃料」、「電力」の投入量は、製品に記載された調理方法を基に、次の式に従って算定する。 なお、本プロセスは、製品に調理(加熱)が必須と記載されているものに適用し、必須の調理方法でない場合には、適用することも可能である。</p> <p>・ガスコンロの場合 燃料投入量$[\text{m}^3] = (\text{算定単位重量}[\text{kg}] / \text{調理物全体重量}[\text{kg}]) \times 0.332[\text{m}^3/\text{h}] \times \text{加熱時間}[\text{h}]$ ウインナー等のボイル(茹でる)調理を算定する場合には、水を沸騰させるための燃料投入量を加算する。</p> <p>・電子レンジの場合 電力投入量$[\text{kWh}] = (\text{算定単位重量}[\text{kg}] / \text{調理物全体重量}[\text{kg}]) \times 1.43[\text{kWh}] \times \text{加熱時間}[\text{h}]$</p> <p>シナリオの考え方を附属書 D(参考)に示す。</p> <p>製品に調理方法が記載されていない場合は、附属書 D(参考)の D4. 汎用的調理シナリオを用いて算定する。</p>												
10-5	その他	特に規定しない。												
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目													
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	「廃容器包装」の廃棄・リサイクルプロセス 家庭に提供される製品において対象とする。												
11-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>「廃容器包装」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃容器包装」 処理方法ごとの排出量</td> <td>シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃容器包装」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃容器包装のうち化石資源由来成分」</td> <td>シナリオ</td> <td>「各化石資源由来成</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃容器包装」 処理方法ごとの排出量	シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃容器包装」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位	「廃容器包装のうち化石資源由来成分」	シナリオ	「各化石資源由来成
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「廃容器包装」 処理方法ごとの排出量	シナリオ	「各処理方法」 処理原単位												
「廃容器包装」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位												
「廃容器包装のうち化石資源由来成分」	シナリオ	「各化石資源由来成												

		焼却処理の量		分焼却 原単位
		「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量	シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位
		※1 輸送量については、7-2 に順ずる。		
11-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。		
11-4	シナリオ	特に規定しない。		
11-5	その他	特に規定しない。		
12	CFP 宣言方法			
12-1	追加情報	特に規定しない。		
12-2	登録情報	<p>【必須表示内容の規定】 数値表示を行う場合、次の項目は表示をしなければならない。 ・ 使用・維持管理段階の調理プロセスにおける算定方法(シナリオ)</p> <p>【推奨表示内容の規定】 次の項目について記載することが望ましい。 ・ 容器包装の投入プロセスについて平均値を使用した場合には、「容器包装の種類」等について平均値を使用した旨 ・ 宅配等における家庭への輸送プロセスについて地区毎(郡、市など)にまとめて推計値を使用した場合には、推計値を使用した旨</p>		
12-3	その他	特に規定しない。		

附属書 A：引用規格および規約（参考）

この CFP-PCR 策定において参照した規格および規約は次のとおり。

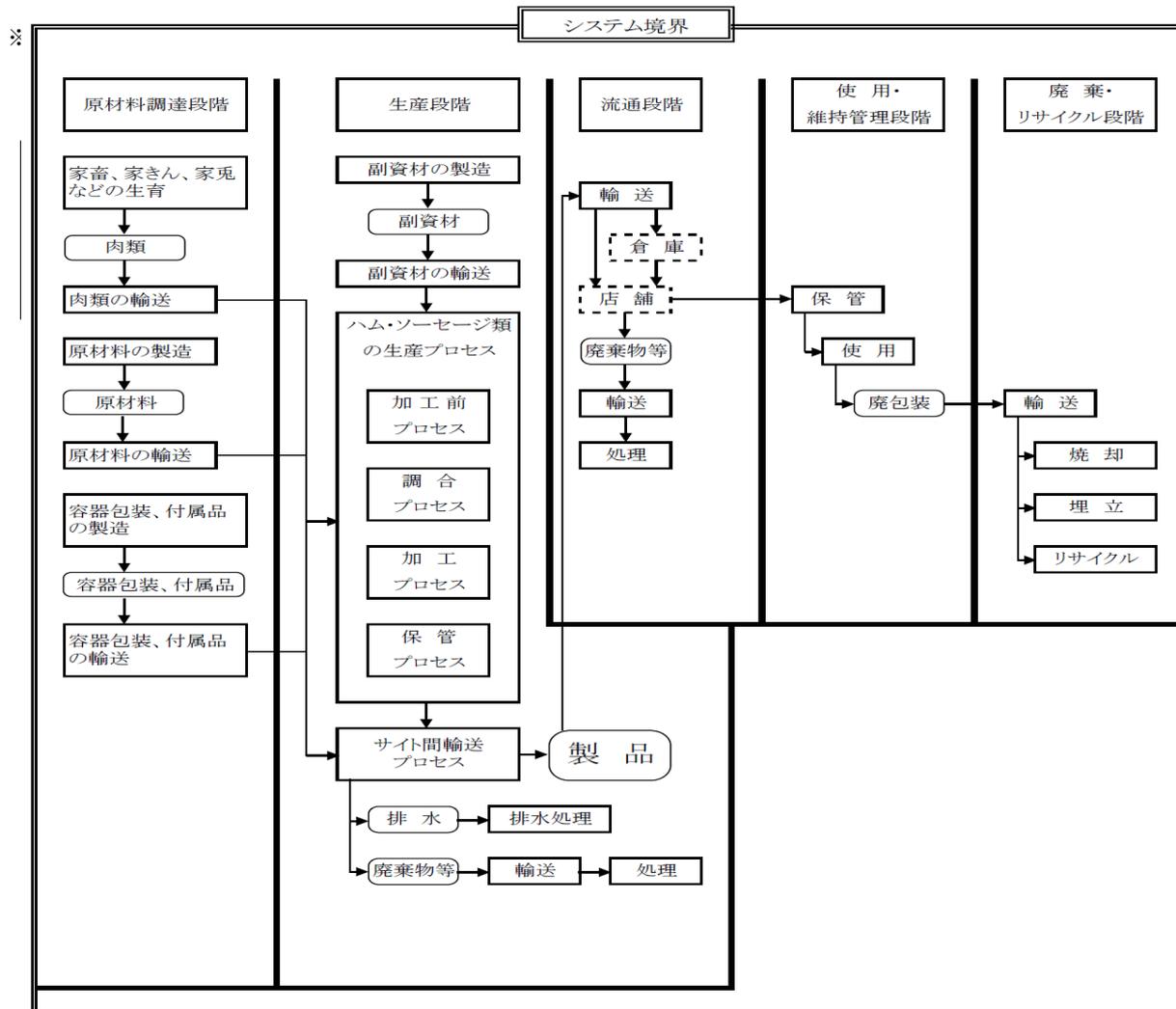
- A1.ベーコン類の日本農林規格
- A2.ハム類の日本農林規格
- A3.プレスハムの日本農林規格
- A4.ソーセージの日本農林規格
- A5.混合ソーセージの日本農林規格
- A6.熟成ベーコン類の日本農林規格
- A7.熟成ハム類の日本農林規格
- A8.熟成ソーセージ類の日本農林規格
- A9.ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約

上記の日本農林規格および公正競争規約は、次のウェブサイトにて閲覧可能である。

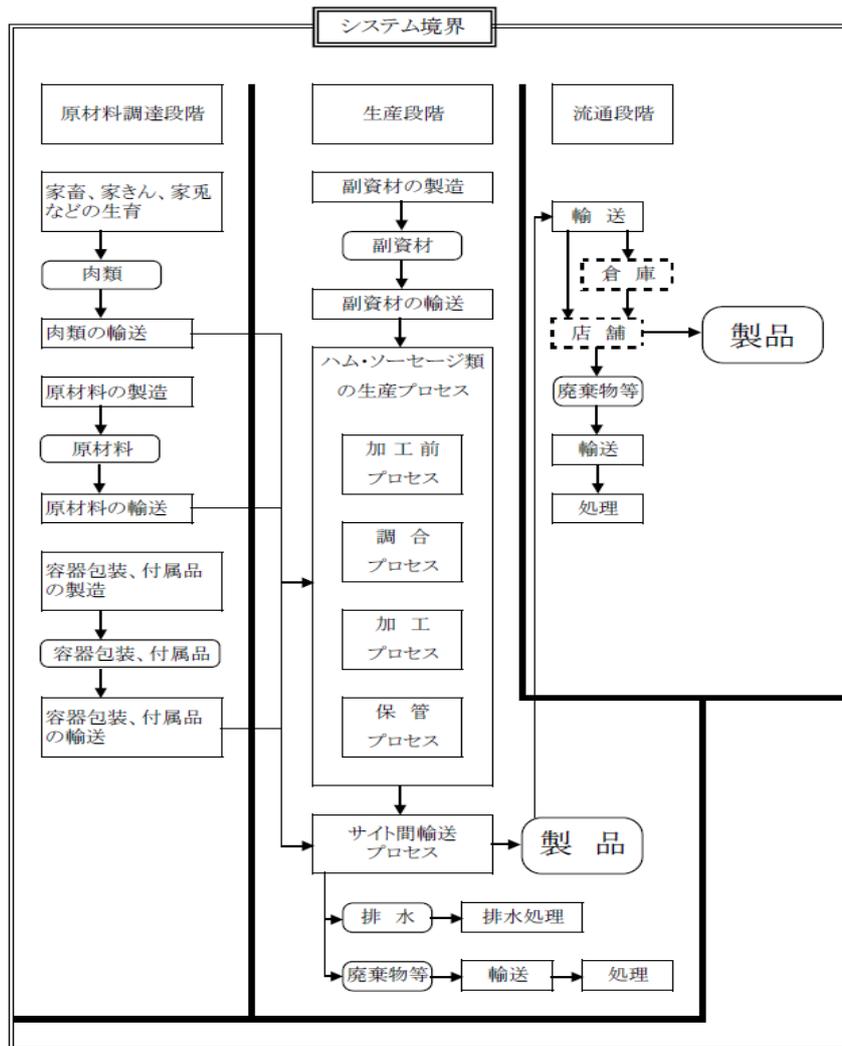
日本農林規格 http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/kikaku_itiran.html

公正競争規約 <http://www.niku-kakou.or.jp/kousei/bylaw/kisoku.pdf>

附属書B：ライフサイクルフロー図（規定）
 B1. 「食材」として提供され家庭で消費されるもの



B2.「原材料」として事業者提供されるもの



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※凡例は、B1と同様

附属書 C：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
原材料調達段階、 原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送距離> 500km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港) (自国内輸送、港→納品先)	<輸送距離> 500km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送距離> 港間の航行距離 <輸送手段> コンテナ船(>4,000 TEU)
生産段階 サイト間輸送 副資材調達輸送 廃棄物輸送	サイト間輸送	<輸送距離> 500km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%
	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送距離> 50km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
流通段階 製品輸送 廃棄物輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送距離> 500km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 50%
	生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送距離> 港間の航行距離 <輸送手段> コンテナ船(>4,000 TEU)
	生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 50%
	生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 50%
	家庭へ宅配する場合 (店舗・集積場等→家庭)	<輸送距離> 10km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> 50%
	廃棄物輸送 (店舗等→処理施設)	<輸送距離> 100km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%
廃棄・リサイクル段階	廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送距離> 100km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%

附属書 D：使用・維持管理段階のシナリオの考え方（参考）

D1. 保管シナリオ

家庭用冷蔵庫の年間消費電力量を定格内容積の平均値で除算し、負荷量を定格内容積の 70%として算出し、得られた値 (0.93 kWh/年) を製品容積 1 リットル あたりの年間消費電力量とする。

冷蔵保管に使用する冷蔵庫としては、次の条件のものを選択した。

- ・冷却方式 間冷式
- ・定格内容積 401 ～450 リットル(平均 423 リットル)
- ・年間消費電力量 275 kWh/年 (平均値)

出典:「省エネ性能カタログ 2011 年冬」(資源エネルギー庁)

D2. ガスコンロの燃料投入量

燃料は都市ガス 13A (熱量 45.6 MJ/N m³) を使用するとする。

製品に係る燃料投入量 = (製品重量[kg] / 調理全体重量[kg]) × 燃料投入量[m³/時間] × 加熱時間[時間]

燃料投入量 = ガスコンロのガス供給能力 / 都市ガス 13A の熱量、で算出する。

ガスコンロのガス供給能力は一般家庭用で市販されているガスコンロの最大値である 4.2 kW とする。

D3. 電子レンジの電力投入量

普及率の高い電子レンジ機種(NE-M264)の消費電力から、電子レンジの 1 時間あたりの消費電力を 1.43kWh とする。

D4. 汎用的調理シナリオ

<シナリオ>

エネルギー使用量(電力投入量、都市ガス投入量および LPG 投入量)については、一世帯当たりの電気、ガスの投入量のうち調理(厨房)向けを一世帯当たりの加熱調理する食料品の購入重量(可食部分)で除して商品1kgあたりの入出力量とする。

入出力項目	入出力量(※1)		算定根拠
電力投入量	0.379	kWh/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・一世帯当たりの年間の商品使用にかかる消費電力 (世帯当たり)年間の商品使用にかかる消費電力 = (〃)年間の厨房用消費電力 = 194 千 kcal/世帯・年 (※2) ・加熱調理する食料品(可食部分) 1kgあたり 194 千 kcal/世帯・年 ÷ 595.877 kg/世帯・年(※3) = 326 kcal /kg = 0.379 kWh/kg
都市ガス投入量	2.13	MJ/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・一世帯当たりの年間の商品使用にかかる都市ガス消費量 = (世帯当たり年間)年間の厨房用都市ガス消費量 = 303 千 kcal/世帯・年 (※2) ・加熱調理する食料品(可食部分) 1kgあたり 303 千 kcal/世帯・年 ÷ 595.877 kg/世帯・年(※3) = 508 kcal /kg = 2.13MJ/kg
LPG 投入量	2.32	MJ/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・一世帯当たりの年間の商品使用にかかる LPG 消費量 = (世帯当たり年間)年間の厨房用 LPG 消費量 = 331 千 kcal/世帯・年 (※2) ・加熱調理する食料品(可食部分) 1kgあたり

			331 千 kcal/世帯・年÷595.877 kg/世帯・年(※3) =555 kcal/kg =2.32MJ/kg
--	--	--	---

※1 可食部分1kgあたり。調味料は投入量全てを可食部分としている。

※2 世帯当たり厨房用年間消費エネルギー：電力 194 千 kcal/世帯、都市ガス 303 千 kcal/世帯、LPG 331 千 kcal/世帯、石炭等 2 千 kcal/世帯

出典：省エネセンター「エネルギー経済統計要覧 2009」、「Ⅱ．最終需要部門別エネルギー需要 2. 家庭部門 (5) 家庭部門世帯当たり用途別エネルギー源別エネルギー消費量」(2007 年度分) ※3 食料品目中要加熱品目の可食部分購入重量：595.877 kg/世帯・年

出典：2007 年総務省家計調査(2007 年分、2 人以上の世帯)、ただし、食料品目中要加熱品目の可食部分購入重量は、データが把握できるのが 429.011kg/世帯・年であり、データの不明な品目について金額の比で補正した(要加熱食品の購入金額(全体)：390,630 円/世帯・年、うち重量判明分 281,240 円/世帯・年) 出典：2008 年総務省家計調査(2007 年分、2 人以上の世帯)、ただし、食料品目中要加熱品目の可食部分購入重量は、データが把握できるのが 421.695kg/世帯・年であり、データの不明な品目について金額の比で補正した(要加熱食品の購入金額(全体)：383,707 円/世帯・年、うち重量判明分 274,317 円/世帯・年)

【CFP-PCR 改訂履歴】

CFP-PCR 番号	公表日	改訂内容
PA-AI-02	2010年3月31日	PA-AI-01 において、発色剤を使用していない「無塩せきハム」についても PCR の対象とするように修正 <主な修正箇所> ・3.用語および定義、3.1 ハム・ソーセージ類、3.5 塩漬 ・附属書 B
PA-AI-03	2010年9月8日	①基本ルールの改訂に伴う変更。 ②新しい PCR 原案テンプレートへの対応 ③各段階(廃棄・リサイクル段階以外)から廃棄される廃棄物のリサイクルの取扱いについては、リサイクルの準備プロセスまでを計上する(PCR 策定基準の「2.(7)リサイクルの取扱基準」を準用)。 ④廃棄物が有価で引き取られているものの取り扱いについては、リサイクルの準備プロセスまでを計上する(PCR 策定基準の 2.(7)リサイクルの取扱基準を準用)
PA-AI-04	2011年7月28日	①新しい PCR 原案テンプレートへの対応。 ②算定範囲を拡大
PA-AI-05	2014年1月15日	①CFP 制度試行事業より CFP プログラムへの移行に伴うルール改定の反映および CFP-PCR 書式に対応するよう旧フォーマットから変更。 ②対象とする製品に「熟成ベーコン類」、「熟成ハム類」、「熟成ソーセージ類」を追加。